



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社シー・ヴィ・エス・バイエリア  
代表者名 代表取締役社長 泉澤 摩利雄  
(東証スタンダード市場・コード2687)  
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 寺 原 房 江  
(電 話 : 0 4 3 - 2 9 6 - 6 6 2 1)

借入契約に基づく財務制限条項への抵触及び期限の利益喪失の猶予（コベナンツ・ウェイブ）について

当社は、金融機関との間で締結している借入契約に基づく財務制限条項に抵触した事実及び当該抵触を受けての金融機関との協議を経て、当該借入金に係る期限の利益の喪失を猶予する旨（コベナンツ・ウェイブ）について合意が成立した事実について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 財務制限条項への抵触

当社は、金融機関との間で締結している借入契約に基づく財務制限条項に関し、2026年2月期決算の確定作業の過程において、当該条項の一部に抵触している事実を認識いたしました。

当該事実につきましては、2026年4月13日公表の2026年2月期決算短信並びに同5月1日付で公表の第46期定時株主総会招集通知において開示しております。

##### 2. 期限の利益喪失の猶予（コベナンツ・ウェイブ）に関する合意

当社は、財務制限条項への抵触事実を認識した後、当該金融機関との間で協議を開始し、2026年5月7日付で、上記財務制限条項への抵触について、当該借入金に係る期限の利益の喪失を猶予する旨（コベナンツ・ウェイブ）について、合意が成立しました。

なお、当該コベナンツ・ウェイブは、2026年2月28日を基準日とする財務制限条項の判定に係る抵触を対象とするものであり、次回の判定日以降においては、引き続き契約条件の遵守が求められております。

##### 3. 実績および資金繰りへの影響

現時点において、当該借入契約に基づく期限の利益は喪失しておらず、当社の事業運営および資金繰りに重大な影響が生じる状況にはありません。

##### 4. 今後の対応

当社は、引き続き財務体質の改善および収益力の向上に努めるとともに、財務制限条項の遵守に向けて必要な対応を講じてまいります。

以 上